

中小企業にお勤めの場合

申請対象期間及び申請期限

休業した期間	申請期限
令和2年10月～12月	令和3年5月31日（月）
令和3年1月～4月（※）	令和3年7月31日（土）

（※）法令上「緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで」としています。

【注意点】

- **申請開始日は休業した期間の翌月初日から**となります。
（例：1月の休業であれば2月1日から申請可能）
- 休業した期間が令和2年4～9月であっても以下の場合であれば申請を受け付けます。
 - ・ **10/30に公表したリーフレットの対象となる方（☆）**
→ **令和3年5月31日（月）**までに対象となる旨の疎明書を添付して申請いただければ、本制度を知った時期にかかわらず受け付けます。
 - ・ **既申請分の支給（不支給）決定に時間がかかり、次回以降の申請が期限切れとなる方**
→ 支給（不支給）決定が行われた日から1か月以内に申請いただければ受け付けます。

（☆）・ いわゆるシフト制、日々雇用、登録型派遣で働かれている方
・ ショッピングセンターの休館に起因するような外的な事業運営環境の変化に起因する休業の場合
・ 上記以外の方で労働条件通知書等により所定労働日が明確（「週〇日勤務」など）であり、かつ、労働者の都合による休業ではないにもかかわらず、労使で休業の事実について認識が一致しない場合

申請に必要な書類と申請方法

オンライン、郵送の2種類あり、労働者の方から直接申請いただけます。
（事業主経由での申請も可能です。）

【必要書類】

- (1) 支給申請書
 - (2) 支給要件確認書（基本的に労働者と事業主で協力して作成）（※）
 - (3) 本人確認書類（免許証の写しなど）
 - (4) 振込先口座確認書類（キャッシュカードの写しなど）
 - (5) 休業前および休業中の賃金額を確認できる書類（給与明細の写しなど）
 - (6) 令和2年4月～9月の休業について申請する場合は、令和2年10月30日公表のリーフレットの対象（※4）となる旨の疎明書及び過去の就業実態が確認できる給与明細等
- （※）支給要件確認書の作成に事業主のご協力が得られない場合、その旨を支給要件確認書に記載の上、労働者から申請いただくことが可能です。**

- オンライン申請される場合、6ページ「お問い合わせ」に記載の厚生労働省HP特設サイト中の申請ページにアクセスしてください。
- 郵送申請される場合、上記書類を下記あて先に郵送してください。

〒600-8799 日本郵便株式会社 京都中央郵便局留置
厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金担当 行